

令和3年度  
定期監査報告書  
(1)

鳥取市監査委員

## 目 次

◎定期監査報告書（１）	．．．．．	1
教育委員会	教育総務課（校区審議室）	．．．．． 4
	学校教育課（総合教育センター）	．．．．． 7
	学校保健給食課	．．．．． 12
	文化財課	．．．．． 16
	生涯学習・スポーツ課	．．．．． 19
	市立図書館	．．．．． 26

- (注) 1 文・表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。  
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。  
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

# 令和3年度定期監査報告書（1）

## 第1 監査の対象

### 1 対象部局

- (1) 教育委員会
- ①教育総務課（校区審議室）
  - ②学校教育課（総合教育センター）
  - ③学校保健給食課
  - ④文化財課
  - ⑤生涯学習・スポーツ課
  - ⑥市立図書館

### 2 対象期間

令和3年4月1日から同年7月31日まで

○前回の定期監査対象期間 平成30年4月1日から同年8月31日まで  
(平成30年度実施)

## 第2 監査の実施

- 1 実施期間 令和3年9月3日から同年10月14日まで
- 2 聴取日 令和3年10月14日

## 第3 監査の方法等

本監査は、監査対象部署から関係書類の提出を求め、これを通査するとともに、重点項目を設定し、関係書類の確認並びに説明の聴取を行う等の方法により実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 結果

監査の結果は、おおむね適正に処理されていることを認めた。

指摘事項は後述のとおりであり、今後の改善を求めるものである。

なお、地方自治法第2条第14項及び15項に示す観点においても、特段不合理なものは見られなかった。

また、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

## 【指摘事項】

### (教育総務課)

#### 1 二重契約について (契約)

乾電池の回収業務で単独で見積をとり随意契約で施行していたが、先のじんかい収集業務の契約の中で乾電池については単価を定められており、二重契約となっていた。この度は同事業者、同額の単価での施行であったが、先の契約が優先されるべきで、適切な事務に努められたい。

### (学校教育課)

#### 2 教育委員会に対する委任事項について (契約)

需用費及び委託料の執行について、教育委員会に対する委任事項ではないにもかかわらず教育長名で契約を締結しているもの、あるいは教育委員会に対する委任事項であるにもかかわらず市長名で契約を締結しているものが散見された。市長権限に属する事務の委任については、前回監査でも指摘事項としてきたところである。適正な事務処理を徹底されたい。(鳥取市の行政組織等に関する規則第 50 条)

#### 3 予算執行に係る事前審査について (支出)

予算執行に係る書類の事前審査制度において、委託料並びに使用料及び賃借料は出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されているが、契約締結日から 1～2 か月を経過して支出負担行為書向が出納室に届けられたものが複数あった。契約の始期からこのような長期間経過している案件を、契約日当初に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。このことについては、前回の定期監査においても指摘していたことである。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議を受けるよう事務処理を徹底されたい。

#### 4 備品管理について (財産)

備品については、現物と帳簿の定期的な照合が財産規則に定められているが、備品台帳を確認したところ、所在不明のもの、所管替えされていないものがあった。

実態に即した台帳となるよう早急に整理されるとともに、備品の異動・処分等にあたっては速やかな台帳記載、現物と帳簿の定期的な照合を実施されたい。

なお、適正な備品管理については、前回の監査でも当課に対して指摘してきたところである。関係規則を今一度確認の上、備品管理の事務改善を徹底されたい。

(鳥取市財産規則第 37 条、40 条、41 条、42 条)

## (文化財課)

### 5 国・県補助金の調定について (収入)

国及び県の補助金について、補助金交付決定通知書を受領してから5か月近く経過した後に調定しているものが見られた。不適切な調定処理については前回及び前々回の定期監査でも注意事項としていたが改善されていない。

調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものであり、交付決定通知書受領後には遅滞なく調定処理するよう事務改善を厳に徹底されたい。

(地方自治法第231条、会計規則第13条)

### 6 備品管理について (財産)

備品については、現物と帳簿の定期的な照合が財産規則に定められているが、備品整理簿を確認したところ、所在不明のもの、登録された所在場所と異なる場所で使用されているもの、登録された内容では品目等が不明なものが見られた。

また、庁舎移転後に使用している現事務室の机等の所管替えや、移転時に廃棄した物品の廃棄手続きが行われていなかった。

実態に即した備品整理簿となるよう早急に整理されるとともに、備品の異動・処分等にあたっては速やかな事務処理、現物と帳簿の定期的かつ適切な照合を実施されたい。

(鳥取市財産規則第37条、40条、41条、42条)

## (生涯学習・スポーツ課)

### 7 地区体育館使用料について (収入)

地区体育館使用料は、施設使用料収納事務委託契約に定める体育館の利用状況報告書を毎月受託者に提出させ、算定することになっている。しかしながら、本監査時点においても、一部地区体育会等から使用料の算定根拠となる報告書を提出させていない。このことにより、本来納付されるべき使用料が納付されておらず、実施すべき徴収事務が行われていない。このことは前回、前々回の定期監査でも指摘したことであるが、改善が見られない。適正な事務処理を徹底されたい。

### 8 行政財産使用料 (自動販売機電気料) について (収入)

鳥取市財産規則第11条に基づき行政財産の使用を許可した自動販売機については、自動販売機設置許可取扱要綱等に基づき電気料を納付させることになっている。しかしながら、本監査時点においても、一部地区体育会等から本来納付されるべき電気料が納付されておらず、実施すべき徴収事務が行われていない。このことは前回の定期監査でも指摘したことであるが、改善が見られない。適正な事務処理を徹底されたい。

◆教育総務課（校区審議室を含む。）

当課は、課長以下 13 人（うち会任 2 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・室長 ・課長補佐	係長・主幹	職 員	
[教育総務課]  課 長 (本務事務局次長)	[総務係]  (課長補佐兼) 係 長	主 任 1 人  主 事 2 人  事務員 (会任) 2 人	○教育委員会の会議に関する事 ○総合教育会議及び教育の大綱等に関する事 ○市費職員の人事、給与に関する事 ○学校事務支援及び学校配分予算に関する事 ○備品管理の総括に関する事
課長補佐	[学校施設係]  係 長	技 師 1 人  主 事 2 人	○学校施設の建築・長寿命化計画に関する事 ○学校施設の営繕整備に関する事 ○学校施設の国庫負担金・交付金に関する事
[校区審議室]  室 長 (教育総務課長 が兼務)	主 幹 1 人	主 任 1 人	○校区審議会運営及び校区編成に関する事 ○幼小中一貫校に関する事 ○グローバル教育の推進に関する事

○前回監査以降の体制等の異動

- ・学校施設係：1 人減
- ・主な新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	使 用 料	教 育 料	16,068	5,919	4,661	1,258	78.7	行政財産使用料、校地 内駐車使用料
国 庫 支 出 金	国 庫 補 助 金	教 育 費 国 庫 補 助 金	2,025	0	0	0	-	小中学校教育備品整備
	交 付 金	教 育 費 交 付 金	(193,511) 295,630	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	小中学校改造、増改築 事業費等大規模改造事 業費等
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	利 子 及 び 配 当 金	2	0	0	0	-	市立学校基金積立金利 子
諸 収 入	雑 入	雑 入	946	242	94	148	38.8	私用電話料、ごみ回収 に伴う鉄売払い金等
市 債	市 債	教 育 債	(471,800)	(0)	(0)	(0)	(-)	小中学校維持補修、建 設事業に係る地方債
			1,983,700	0	0	0	-	
計			(665,311) 2,298,371	(0) 6,162	(0) 4,755	(0) 1,406	(-) 77.2	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・使用料 2件
- ・雑入 3件

(2) 歳出

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
教 育 費	教 総 務 費	教 育 委 員 会 費	3,189	965	965	30.3	30.3	教育委員報酬等
		事 務 局 費	310,540	109,307	109,071	35.2	35.1	事務局職員費、運営費等
		教 育 振 興 費	1,684	165	110	9.8	6.5	校区再編推進事業費等
	小 学 校 費	学 校 管 理 費	484,266	162,660	106,956	33.6	22.1	学校会任人件費、学校施 設維持管理費等
		教 育 振 興 費	88,950	26,620	21,714	29.9	24.4	教材用消耗品・図書・教材 備品購入費等
		学 校 建 設 費	(684,511) 1,456,879	(552,936) 947,496	(162,930) 389,164	(80.8) 65.0	(23.8) 26.7	江山学園特別教室棟増築 工事等
	中 学 校 費	学 校 管 理 費	205,401	76,964	53,486	37.5	26.0	学校嘱託員人件費、学校 施設維持管理費
		教 育 振 興 費	60,962	17,095	14,182	28.0	23.3	教材用消耗品・図書・教材 備品購入費等
		学 校 建 設 費	850,559	775,482	271,879	91.2	32.0	南中学校管理・特別教室棟増 築及び管理等改修工事等
		幼 稚 園 費	421	36	2	8.6	0.5	旧河原幼稚園舎管理費
計			(684,511) 3,462,851	(552,936) 2,116,791	(162,930) 967,530	(80.8) 61.1	(23.8) 27.9	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・旅 費 1 件
- ・需用費 15 件
- ・役務費 6 件
- ・委託料 17 件 うち、指摘番号 1 にかかる事項 1 件
- ・使用料及び賃借料 14 件
- ・工事請負費 10 件
- ・備品購入費 11 件
- ・負担金、補助及び交付金 1 件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

#### イ 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。



### ◆学校教育課

当課は、課長以下 30 人（うち併任 5 人、兼務 6 人、会任 7 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織		職 員	主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐 ・主査・ 指導主事	主査・係長 ・主幹		
[学校教育課]  課 長 (本務事務局次長)	[学務係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 1 人	主 任 1 人 主 事 2 人 学校就学事務 (会任) 1 人 事務員 (会任) 1 人	○予算及び決算の総括に関すること ○放課後児童対策事業に関すること ○放課後子ども教室推進事業に関すること ○就学事務(新入学を含む)に関すること ○補助教材費に関すること
参事(併) (※1)  課長補佐  主査(併) (※2)  指導主事(兼) 6人(※3)	[指導係]  主査兼係長 兼指導主事  主幹兼指導主事 4人	主任兼指導主事 1人 指導主事 (会任) 3人 ICT教育推進員 (会任) 1人 ALTコーディネーター (会任) 1人	○学校の経営、管理・運営に関すること ○教職員の人事全般に関すること ○自立と創造の学校・学園づくりに関すること ○学力向上推進事業に関すること ○教科用図書採択・給与に関すること ○教職員の免許状に関すること ○ALTおよび外国人支援員に関すること ○学校のICT教育支援及び啓発に関すること
	[特別支援教育係]  係長(併)(※4)  主幹兼指導主事(併) 1人(※5)	主任兼指導主事 (併) 1人(※6)	○特別支援教育全般に関すること ○特別支援学級に関すること ○聴覚に障がいのある児童生徒の学習支援に関すること ○通級指導教室に関すること

※1 こども発達支援センター所長が併任。

※2 こども発達支援センター所長補佐兼発達支援係長が併任。

※3 指導主事 6 人のうち 1 人は総合教育センター児童生徒支援係長、3 人は同センター主幹、1 人は同センター主任、1 人は校区審議室主幹が兼務。

※4 こども発達支援センター主査兼特別支援教育係長が併任。

※5 こども発達支援センター主幹が併任。

※6 こども発達支援センター主任が併任。

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員 4 人増
- ・新たな業務：特になし。

◆鳥取市総合教育センター

当センターは、所長以下 20 人（うち会任 12 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
所 長・ 所長補佐	係長・主幹	職 員	
[総合教育センター]  所 長  所長補佐	[研修企画係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 2 人	主 任 1 人  指導主事 (会任) 3 人	○教職員を対象とした研修に関すること ○GIGAスクール構想事業に関すること ○教員用・教育用コンピュータに関する こと ○センターの体育館業務、研修室利用 に関すること ○センターの庶務・経理等に関すること
	[児童生徒支援係]  係 長  主 幹 1 人	主 任 1 人 スクールソーシャルワーカー (会任) 1 人 教育指導員 (会任) 7 人 指導主事兼 教育相談員兼 教育指導員 (会任) 1 人	○不登校対策に関すること ○スクールソーシャルワーカーに関する こと ○生徒指導対策、対応に関すること ○いじめ防止教育に関すること

○前回監査以降の体制等の異動

- ・職員 1 人増
- ・新たな業務：G I G A スクール構想事業に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

# 1 予算執行事務

## (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使 用 料 及 手 数 料	使 用 料	民生使用料	3	6	6	0	100	放課後児童クラブ施設使用料
		教育使用料	1,703	575	584	△9	101.6	総合教育センター使用料
国 支 出 庫 金	国 補 助 庫 金	民 生 費 国 庫 補 助 金	(10,266) 218,623	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	地域子ども・子育て支援事業
		教 育 費 国 庫 補 助 金	(1,800) 20,821	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	G I G A スクール構 想事業等
		民 生 費 県 補 助 金	(10,266) 217,967	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	地域子ども・子育て 支援事業
県 支 出 金	県 補 助 金	教 育 費 県 補 助 金	24,782	0	0	0	-	eラーニング教材活用 等支援事業等
		委 託 金	教 育 費 委 託 金	3,710	0	0	0	-
財 産 収 入	財 運 用 収 入	利 子 及 び 配 当 金	1	0	0	0	-	特別支援学級教育振 興基金積立金利子
寄 附 金	寄 附 金	教 育 費 寄 附 金	0	2,148	0	2,148	0	学校教育費寄附金
繰 入 金	繰 入 金	基 金 繰 入 金	1	0	0	0	-	特別支援学級教育振 興基金繰入金
諸 収 入	受 託 事 業 収 入	教 育 支 援 委 員 会 事 務 受 託 収 入	40	0	0	0	-	教育支援委員会事務 受託収入
	雑 入	雑 入	246,296	49,223	44,156	5,067	89.7	学校補助教材費徴収 金等
市 債	市 債	民 生 債	1,200	0	0	0	-	放課後児童対策事業
		教 育 債	22,300	0	0	0	-	過疎地域自立促進特 別事業
計			(22,332) 757,447	(0) 51,952	(0) 44,746	(0) 7,206	(-) 86.1	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・民生使用料 2件
- ・教育使用料 3件
- ・教育費寄附金 1件
- ・雑入 1件

## (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明	
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)		
民 生 費	児 福 祉	児 童 福 祉 費	(30,800)	(30,800)	(30,800)	(100)	(100)	放課後児童対策事業費	
			590,556	570,269	250,943	96.6	42.5		
衛 生 費	保 健 衛 生 費	予 防 費	736	0	0	0	0	新型コロナワクチン職 域接種事業	
教 育 費	教 総 務	事 務 局 費	16,633	5,976	5,732	35.9	34.5	指導主事報酬等	
		教 振 興 費	(4,750)	(3,600)	(3,600)	(75.8)	(75.8)	GIGAスクール構想事業 費、図書館活用推進事業 費等	
	小 学 校 費	学 管 理 校 費	32,118	8,347	8,337	26.0	26.0	教員用パソコンリース 料等	
		教 振 興 費	305,779	89,976	70,428	29.4	23.0	教育用コンピュータ整 備事業費等	
	中 学 校 費	学 管 理 校 費	15,568	4,505	4,402	28.9	28.3	教員用パソコンリース 料等	
		教 振 興 費	194,873	49,704	22,282	25.5	11.4	教育用コンピュータ整 備事業費等	
	社 教 育 会 費	社 会 教 育 費	8,249	2,145	1,385	26.0	16.8	放課後子ども教室推進 事業費等	
		人 教 育 権 費	1,368	112	112	8.2	8.2	人権教育推進費	
	計			(35,550)	(34,400)	(34,400)	(96.8)	(96.8)	
				1,815,862	940,857	549,159	51.8	30.2	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報酬 1件
- ・報償費 5件
- ・旅費 2件
- ・需用費 6件 うち、指摘番号2にかかる事項1件
- ・役務費 1件
- ・委託料 12件 うち、指摘番号2にかかる事項4件、指摘番号3にかかる事項2件
- ・使用料及び賃借料 7件 うち、指摘番号3にかかる事項1件
- ・備品購入費 5件
- ・負担金、補助及び交付金 2件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号4にかかる事項2件。

#### イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

### ◆学校保健給食課

当課は、課長以下 15 人（うち兼務 2 人、会任 4 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・ 課長補佐・主査	主査・係長 ・主幹	職 員	
課 長  課長補佐  主査（兼） 2人（※）	[学校保健・支援係]	主 事 2人  指導主事 （会任）1人  事務員 （会任）1人	○通学路合同安全点検・通学路安全対策に関すること ○自転車通学用ヘルメット補助金に関すること ○就学援助費に関すること ○学校保健医療援助に関すること ○児童・生徒の保健、環境衛生に関すること ○就学時健康診断に関すること ○教職員の健康管理、公務災害の事務に関すること ○遠距離通学費補助金に関すること
	[学校給食係]	主 事 1人	○学校給食センターの整備計画に関すること ○学校給食センターの運営に関すること ○調理業務の民間委託に関すること ○学校給食の衛生管理に関すること ○給食の献立及び給食用物資の発注に関すること ○栄養教諭・学校栄養教職員の研修に関すること ○給食施設設備の維持管理に関すること ○準要保護児童生徒援助費に関すること ○学校給食センターの統括に関すること ○地産食材に関すること ○食物アレルギーに関すること
	[校務支援係]	事務員 （会任）1人  学校給食費徴収員 （会任）1人	○公会計（補助教材費・給食費・日本スポーツ振興センター掛金）に関すること ○学校給食費等の賦課、徴収等に関すること ○学校給食費等の納付勧奨、滞納管理に関すること ○学校徴収金システムの運用等に関すること

※主査 2 人のうち、1 人は学校教育課課長補佐兼学務係長、1 人は学校教育課主査兼指導係長兼指導主事が兼務。

◆学校給食センター（第一、第二、湖東、国府、河原、気高、鹿野、青谷）

8か所の給食センターは、所長（会任）8人、事務職員（会任）3人（第一、第二、湖東）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所 長	職 員	
所長（会任）8人	事務員（会任）3人	○施設の維持管理に関すること ○センター運営委員会に関すること ○学校給食に係る支払いに関すること ○地産食材に関すること

○前回監査以降の体制等の異動

- ・職員：学校保健・支援係4人→5人（会任1人増）、学校教育課との兼務職員2人増
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び手数料	使用料	教育料	620	333	333	0	100	給食センター使用料
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	(7,313) 14,919	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	学校教育活動継続支援事業費、就学援助費
県支出金	県補助金	教育費県補助金	183	0	0	0	-	被災児童生徒準要保護学校給食援助費分の県補助金
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	2	0	0	0	-	教育福祉振興基金積立金利子
繰入金	繰入金	基金繰入金	645	0	0	0	-	教育福祉振興基金繰入金
諸収入	雑収入	雑収入	909,148	157,062	135,671	21,391	86.4	学校給食費実費徴収金、日本スポーツセンター掛金等
市債	市債	教育債	28,600	0	0	0	-	給食設備整備事業（合併特例債）
計			(7,313) 954,117	(0) 157,395	(0) 136,004	(0) 21,391	(-) 86.4	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・ 使用料及び手数料 5 件
- ・ 国庫支出金 1 件
- ・ 諸収入 1 件

## (2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
教 育 費	教 務 費	事務局費	2,590	924	896	35.7	34.6	職員費等
		教 育 費	(3,481)	(0)	(0)	(0)	(0)	遠距離通学児童・生徒補助金、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費等
	中 学 校 費	教 育 費	118,442	28,597	28,056	24.1	23.7	
		振 興 費	452	365	365	80.8	80.8	自転車通学用ヘルメット購入補助金
	保 育 費	学 校 費	(17,135)	(4,135)	(3,624)	(24.1)	(21.1)	学校医、学校歯科医配置費、水質検査料、検尿検査料等
		保 健 費	174,653	54,386	47,039	31.1	26.9	
		学 校 費	1,708,755	860,216	448,787	50.3	26.3	学校給食配送委託費、給食調理委託費等
計			(20,616)	(4,135)	(3,624)	(20.1)	(17.6)	
			2,004,440	944,123	524,778	47.1	26.2	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・ 旅 費 1 件
- ・ 需用費（消耗品費） 3 件
- ・ 需用費（施設修繕費） 29 件
- ・ 需用費（物品修繕費） 20 件
- ・ 役務費 12 件
- ・ 委託料 19 件
- ・ 使用料及び賃借料 2 件
- ・ 備品購入費 7 件
- ・ 負担金、補助及び交付金 5 件
- ・ 扶助費 3 件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用許可について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。



(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆文化財課

当課は、課長以下 11 人（うち、会任 3 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係 長	職 員	
[文化財課]  課 長  課長補佐	[保存整備係]  係 長 兼 文化財専門員	主任兼文化財専門員 1 人  主 事 2 人  事務員 (会任) 3 人	○文化財保護施策の企画立案及び調整に関すること ○文化財の保存管理・活用の総括に関すること ○開発事業と文化財の調整に関すること ○埋蔵文化財の発掘調査・指導・調査研究に関すること ○博物館・資料館施設の維持・修理・改修に関すること ○文化財の管理活用に関すること ○指定管理者・施設の管理運営に関すること
	[鳥取城整備推進係]  (課長補佐兼) 係 長 兼 文化財専門員	主任兼文化財専門員 1 人  主 任 1 人	○鳥取城跡の調査・研究に関すること ○鳥取城跡の保存整備・管理活用に関すること ○鳥取城跡の建造物の復元整備に関すること ○有形文化財・無形文化財・民俗文化財に関すること ○文化財建造物に関すること

○前回監査以降の体制の異動等

- ・職員：保存整備係 4 人→7 人
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

# 1 予算執行事務

## (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	取 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	使用料	教育料	120	99	99	0	100	埋蔵文化財センター駐車場使用料等
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	179,204	177,698	0	177,698	0	城跡保存修理事業等
県支出金	県負担金	教育費県負担金	122	0	0	0	-	天然記念物管理費
	県補助金	教育費県補助金	48,554	47,381	0	47,381	0	城跡保存修理事業等
	交付金	総務費交付金	2,076	0	0	0	-	市町村創生交付金
諸収入	雑入	雑入	96	32	23	9	71.3	やまびこ館電気、水道料他
市債	市債	教育債	165,000	0	0	0	-	鳥取城跡整備事業等
計			395,172	225,210	122	225,088	0.1	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・使用料及び手数料 4件
- ・国庫支出金 4件のうち、指摘番号5にかかる事項3件
- ・県支出金 5件のうち、指摘番号5にかかる事項4件
- ・諸収入 4件

## (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
教育費	社会文化財 教育費保護費		(2,228)	(2,228)	(2,228)	(100)	(100)	史跡鳥取藩主池田家墓 所管理補助金
			750,093	548,634	173,537	73.1	23.1	

(注) ( )は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 2件
- ・需用費 6件
- ・委託料 23件
- ・使用料及び賃借料 5件
- ・工事請負費 2件
- ・備品購入費 1件
- ・負担金、補助及び交付金 15件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

#### イ 施設の管理

指定管理施設について、基本協定書、事業計画書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。【指定管理施設：仁風閣及び宝扇庵、鳥取市歴史博物館、因幡万葉歴史館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館】

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号6にかかる事項5件。

#### イ 切手類

保管郵便切手等と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆生涯学習・スポーツ課

当課は、課長以下 17 人（うち会任 1 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		職 員	主 な 事 務 分 掌
課長・ 課長補佐	参与・主査・ 係長・主幹		
課 長  課長補佐	[生涯学習係]  主査兼係長 兼社会教育主事	主 任 1 人  主 事 3 人  社会教育指導員 (会任) 1 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育委員に関すること</li> <li>○地域学校協働推進事業の推進に関すること</li> <li>○青少年教育の振興に関すること</li> <li>○青少年関係団体の育成に関すること</li> <li>○青少年育成鳥取市民会議の企画運営に関すること</li> <li>○家庭教育の支援に関すること</li> <li>○PTA連合会に関すること</li> <li>○生涯学習推進本部及び生涯学習推進協議会に関すること</li> <li>○成人式の開催に関すること</li> </ul>
	[スポーツ振興係]  (課長補佐兼) 係 長  参与(再) 1 人  主 幹 1 人	主 任 1 人  主 事 2 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯スポーツの普及・推進及びスポーツ指導者の育成事業に関すること</li> <li>○スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること</li> <li>○市民体育祭に関すること</li> <li>○鳥取マラソンに関すること</li> <li>○鳥取市スポーツ・レクリエーション祭に関すること</li> <li>○ガイナレ鳥取に関すること</li> <li>○市体育協会に関すること</li> <li>○姉妹都市(姫路市との交歓スポーツ大会等)に関すること</li> <li>○東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致に関すること</li> <li>○聖火リレーに関すること</li> <li>○ワールドマスターズゲームズに関すること</li> </ul>

	[施設係]		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民体育館の再整備に関すること</li> <li>○社会教育施設及び社会体育施設の総合計画に関すること</li> <li>○社会教育施設及び社会体育施設の維持管理・修繕に関すること</li> <li>○指定管理者制度に関すること</li> <li>○行政財産の使用に関すること</li> <li>○文化ホールの改修に関すること</li> </ul>
	係長	主任 1人 主事 2人	

◆中央公民館

当施設は、館長以下5人で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
館 長	職 員	
館 長 (生涯学習・スポーツ課長が兼務)	主 査 1人 (生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長が兼務) 主 任 1人 (生涯学習・スポーツ課主任が兼務) 主 事 2人 (生涯学習・スポーツ課主事が兼務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館職員に関すること</li> <li>○地区公民館の運営審議会に関すること</li> <li>○地区公民館生涯学習事業に関すること</li> <li>○地区公民館職員の研修に関すること</li> </ul>

◆生涯学習センター

当センターは、所長以下1人で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所 長	職 員	
所 長 (生涯学習・スポーツ課長が兼務)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に係る調査研究に関すること</li> <li>○生涯学習関係者の研修及び指導者の養成に関すること</li> <li>○生涯学習ボランティアに関すること</li> <li>○ものづくり協力会議に関すること</li> </ul>

◆少年愛護センター

当センターは、所長以下4人（うち会任3人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所長・副所長	職 員	
所 長 (生涯学習・スポーツ 課長が兼務)  副所長（会任）	指導員（会任）2人	○少年愛護センター運営委員会に関すること ○補導活動、相談活動に関すること ○街頭補導計画・補導統計等に関すること

◆視聴覚ライブラリー

当施設は、所長以下1人で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所 長	職 員	
所 長 (生涯学習・スポーツ 課長が兼務)		○視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること ○視聴覚教材・機器の収集、整備に関すること ○鳥取・放送文化(映像)ライブラリーに関する こと

◆サイクリングターミナル砂丘の家

当施設は、所長以下4人（うち会任3人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所長・副所長	職 員	
所 長 (生涯学習・スポーツ 課長が兼務)  副所長（会任）	管理員（会任）1人 指導員（会任）1人	○施設の管理運営に関すること ○利用者に対する指導に関すること

◆さじアストロパーク

当施設は、所長以下9人（うち会任5人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 な 事 務 分 掌
所長・ 副所長	職 員	
所 長	主 幹 1人	○天体観測設備の維持管理に関すること ○施設及び車両の維持管理に関すること ○大学等教育機関との連携及び利用促進に関すること ○プラネタリウムの運営に関すること ○天文現象の記録及び調査研究に関すること ○管理運営委員会及びイベント実行委員会に関すること ○さじアストロパーク友の会の運営に関すること ○館内展示物及び掲示物の管理に関すること ○期間展示に関すること ○夜間観望会・星座解説の運営に関すること ○宇宙少年団の育成及び運営に関すること
副所長	主 任（再）1人	
	管 理 員（会任）4人	
	指 導 員（会任）1人	

○前回監査以降の体制等の異動

- ・中央公民館 4人→5人
- ・生涯学習センター 4人→1人
- ・少年愛護センター 5人→4人
- ・視聴覚ライブラリー 3人→1人
- ・サイクリングターミナル砂丘の家 3人→1人
- ・さじアストロパーク 8人→9人
- ・新たな業務：ワールドマスターズゲームズに関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、施設管理事務について実施した。



# 1 予算執行事務

## (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び 手数料	使 用 料	教 育 料	24,679	5,347	4,602	745	86.1	サイクリングターミナル使用料等
国庫支出金	国庫補助金	教 育 費 国庫補助金	1,665	0	0	0	-	地域学校協働活動 推進事業補助金等
県 支 出 金	県 補 助 金	教 育 費 県 補 助 金	140	160	160	0	100	少年愛護センター運 営費
	交 付 金	総 務 費 交 付 金	1,378	0	0	0	-	地区公民館事業費
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	利 子 及 び 配 当 金	5	0	0	0	-	青少年育成基金積 立金利子
寄 附 金	寄 附 金	教 育 費 寄 附 金	0	45	45	0	100	大好きガイナール鳥取 waonカード寄付金
繰 入 金	繰 入 金	基 金 繰 入 金	2,000	0	0	0	-	青少年育成基金繰 入金
諸 収 入	雑 入	雑 入	23,572	5,965	5,871	94	98.4	コミュニティ施設弁 償費等
市 債	市 債	教 育 債	(277,600)	(0)	(0)	(0)	(-)	社会教育施設整備 事業債
			616,900	0	0	0	-	
計			(277,600) 670,339	(0) 11,517	(0) 10,678	(0) 839	(-) 92.7	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・教育使用料 7件のうち、指摘番号7にかかる事項2件
- ・教育費県補助金 1件
- ・教育費寄付金 1件
- ・雑入 1件のうち、指摘番号8にかかる事項1件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執 行 率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
教 育 費	社会教育費	社会教育 総務費	265,381	140,175	96,939	52.8	36.5	教育福祉振興会等補助金等
		社会教育 活動費	(2,366) 21,487	(1,395) 8,151	(534) 5,645	(59.0) 37.9	(22.6) 26.3	少年愛護センター運営費等
		公民館費	75,563	43,567	43,255	57.7	57.2	地区公民館事業費等
		社会教育 施設建設費	220,665	203,040	99,933	92.0	45.3	国英地区活性化施設整備事業費
		社会教育 施設管理費	(1,734) 326,716	(94) 212,382	(94) 102,176	(5.4) 65.0	(5.4) 31.3	文化センター施設管理委託費等
	保健体育費	体育振興費	(3,460) 116,411	(0) 50,527	(0) 37,210	(0) 43.4	(0) 32.0	市体育協会補助金等
		体育施設費	(337,339) 650,287	(55,660) 274,513	(1,210) 102,977	(16.5) 42.2	(0.4) 15.8	各体育施設管理費等
		計	(344,899) 1,676,510	(57,149) 932,355	(1,838) 488,136	(16.6) 55.6	(0.5) 29.1	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 1 件
- ・旅 費 3 件
- ・需用費 10 件
- ・役務費 1 件
- ・委託料 10 件
- ・負担金、補助金及び交付金 7 件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

イ 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 施設の管理

ア 施設の管理状況

所管施設について一部抽出し、消防用設備等点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、各施設維持関係業務の契約書、点検結果報告書等関係書類を調査したところ、適正に管理されていた。

(3) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆市立図書館（中央図書館、用瀬図書館、気高図書館）

市立図書館は、中央図書館長以下 42 人（うち併任 1 人、会任 30 人）で構成している。  
組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
館長・副館長	主 幹	職 員	
[中央図書館]  館 長 副館長	主 幹 1 人	主 任 6 人 (※2)  図書館司書 (会任) 13 人  図書館事務 (会任) 3 人  運転技師 (会任) 4 人	○図書館運営の総括に関する事 ○図書館振興計画の推進に関する事 ○コミュニティセンター図書室との連携に関する事 ○図書館協議会に関する事 ○公立図書館、大学図書館との連携協力に関する事 ○学校、公民館等への団体貸出しに関する事 ○資料整備計画及び収集・整理に関する事
[用瀬図書館]  館長（併） (※1)  副館長		図書館司書 (会任) 4 人 運転技師 (会任) 1 人	○子どもの読書普及活動及び研修講座等の推進に関する事 ○一般・児童・高齢者・障がい者・多文化・館外等サービスに関する事 ○ブックスタートに関する事 ○資料相談(レファレンス)に関する事 ○図書館活動の企画、運営、広報に関する事 ○移動図書館車巡回に関する事
[気高図書館]  館 長		図書館司書 (会任) 4 人 図書館技師 (会任) 1 人	○資料相談(レファレンス)に関する事 ○図書館活動の企画、運営、広報に関する事 ○移動図書館車巡回に関する事

※1 用瀬図書館長は用瀬町総合支所長が併任。

※2 主任 6 人のうち、3 人は再任用。

○前回監査以降の体制等の異動

- ・職員：1 人増
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

### (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
雑収入	雑入	雑入	166	122	120	2	99.1	資料複写料等
市債	市債	教育債	1,600	0	0	0	-	気高図書館エアコン整備
計			1,766	122	120	2	99.1	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・雑入 4件

### (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
教育費	社会費	市民図書費	(474)	(89)	(89)	(18.7)	(18.7)	地域社会教育活動総合事業 図書館情報管理システム処理費 図書購入費、事務費等
		教育費	224,485	97,721	71,172	43.5	31.7	

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 5件
- ・需用費 6件
- ・役務費 1件
- ・委託料 8件
- ・使用料及び賃借料 4件
- ・備品購入費 3件

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。